

岩手県告示第753号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第3項の規定に基づき、次のとおり狩猟鳥獣の捕獲等の制限の一部を解除する。

平成25年10月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 捕獲等の制限の一部を解除する狩猟鳥獣の種類 ニホンジカ
- 2 捕獲等の制限の一部を解除する区域及び期間
 - (1) 区域 県内一円の区域
 - (2) 期間 平成25年11月15日から平成29年3月31日まで
- 3 捕獲等の制限の一部を解除する内容 捕獲等の数の一日当たりの上限を定めない。